（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五　長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十二　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　［略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五　［同上］

［一～八　同上］

九　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　［同上］

［一～十一　同上］

十二　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

5　［同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項第十一号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　株式交換により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　略］

［三・四　略］

五　当該認可に係る当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

［5・6　同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　株式交換により当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

［(1)～(3)　同上］

［三・四　同上］

五　当該認可に係る当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数